

これまでの鶴岡市の景観形成施策

H16 景観審議会設立 H18 景観行政団体

H20 景観計画策定、景観条例・規則施行

関連の取組み

H19～24 ふるさと景観資源認定

H29 緑の基本計画策定

R2 風力発電ガイドライン改正

H25 歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）策定

景観計画とは

基本目標…鶴岡市の美しく豊かな自然を守り育て、地域の個性を尊重し歴史的・文化的資源を大切にした魅力的な景観形成を行う。

- ①自然環境の保全・育成に努め、自然環境と調和した景観形成
- ②地域の個性を生かし、市民の誇りとなる景観形成
- ③貴重な歴史的・文化的資源を保全・活用した景観形成
- ④緑を増やし生活と環境にうるおいをもたらす景観形成

対象区域…市内全域

行為制限の内容（次の場合に、色彩等で一定の基準で制限を実施）

- ・全域での制限… 建築物⇒高さ13m超、建築面積500m²超 工作物⇒高さ15m超
- ・地区限定での制限… 羽黒地域 大鳥居周辺地区 美咲町シンボルロード地区 より厳しい基準やより踏み込んだ内容での制限

効果

- ①風力発電GLの改正などを通じて、自然景観保護の重要性への共通理解が得られた
- ②市が募集した「ふるさと景観資源」等に多くの応募があり、市民の意識醸成が図られた
- ③歴史的風致維持向上計画(歴まち計画)の策定につながった
- ④地区計画における緑化規定、緑の基本計画策定などにつながった

都市景観大賞（国土交通大臣）受賞。

一方で

課題

- ①再生可能エネルギー発電施設と自然景観保護との調和
- ②歴まち重点区域の「手向地区」と「松ヶ岡地区」における、観光活性化等に寄与する歴史文化的景観の保全
- ③鶴岡らしさを表す通りや内川の眺めの継承

景観計画改定の中で対応

鶴岡市景観計画改定について

景観審議会
(R4.2.14)

景観審議会
(R4.7.1)

景観まちづくり市民フォーラム
(R4.7.2)

景観審議会
パブリックコメント
(R4.9月～10月)

12月以降

計画改定の
骨子

計画改定
(案) の
中間報告

計画改定
(案) につい
ての周知

・計画改定(案)
の審議
・市民意見反映

・条例・規則
改正、施行
・計画改定の
告示

◆景観計画の改定内容・方向性

【3つの課題への対応】

- ①再生可能エネルギー発電施設の制限区域までは設けないものの、**計画の基本方針の中に再エネ施設を設置する場合の配慮事項を記載する**。これにより、自然景観との調和を図る。
景観計画に基づく届出対象行為の要件に、工作物の面積要件を追加する。これにより、今まで届出対象ではなかった大規模な太陽光発電施設設置について動向を把握することで、景観の保全を図る。
- ②歴まち重点区域であり、日本遺産関連区域でもある**「手向地区」と「松ヶ岡地区」について、住民との協議のもと、市全域よりも踏み込んだ記載を検討**。これにより、伝統的な町並み景観の保全や、周囲に広がる自然景観との調和を図る。
- ③**計画の基本方針において、鶴岡市街地で保全すべき軸景観として「山当て」を明記する**。これにより、城下町鶴岡らしい景観を次代に引き継ぐ。

【その他の主な改定内容】

- ・全域における制限の内容の事前明示性の強化
- ・景観重要公共施設の整備に関する整備基準等の新設
- ・羽黒地域大鳥居周辺地区における制限基準の明確化

主な意見	対応・進捗度合い
2. 景観計画区域について 【景観審・佐藤康一委員】 景観法運用指針では、「水面に「河川・湖沼・海岸・港湾または漁港に隣接する水面が想定される」とあるが、それぞれ関係省庁があるのでそれらは国有財産になるので、海水面は景観計画区域に含めることはできないのではないか。 区域として含められない洋上での活動に対しては、景観形成の方針として眺望点、景観資源、眺望景観を景観計画に定めてはどうか。	海水面は景観計画区域に含めないこととします。 また、洋上の眺望景観等の記載については、「4. 行為の制限に関する事項について」か、「7. 景観まちづくりの推進方策」において検討中です。
3. 良好的な景観の形成に関する方針 【景観審・野堀嘉裕会長】 再エネ施設設置について、「今回は一律に設置を制限する区域の明示は行わない」と記載があるが、今後もこの論理でいくのか。場合によっては、ここだけは一律に規制した方が良いという場所があるのではないか。	まずは「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」と、山形県の「再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に関する条例」の運用状況を注視し、それでも景観上支障のある事例が生じるようであれば、景観計画での制限を検討します。
3. 良好的な景観の形成に関する方針 【都計審・上木勝司会長】 山当て景観の保全は建築物の高さ制限と密接に絡んでいるので、慎重な検討が必要。	「山当て」を知らなくとも、市街地から周辺の山々が望める景観は多くの市民が鶴岡らしい景観と認識していると捉えています。この景観を保全・継承していきたいと考えています。
4. 行為の制限に関する事項について 【景観審・佐藤康一委員】 現在ガイドラインに記載している事項を景観計画に「行為の制限に関する事項」として盛り込む場合、法定事項が明確に分かるように記載したほうが良い。	ご指摘のとおり、制限事項が明確にわかるように十分精査します。
4. 行為の制限に関する事項について 【景観審・佐藤友行委員】 山当てへの配慮については、デザイン性や色彩・形状・緑化をうまく組み合わせるという形にもできるのではないか。	行為の制限に関する事項について盛り込めるか、検討しております。
8. 景観形成の推進方策について 【景観審・高谷時彦委員】	今後の景観行政推進の参考とさせていただきます。

主な意見	対応・進捗度合い
シミュレーション画像を見ると、15m以下でも相当大きな影響があるのは間違いないと思った。そこで、コミュニティアーキテクトは、高度地区特例許可への適合だけではなく、大事な場所の景観に関わる際は、何らかの形でうまく組み込んでいいのか。	
8．景観形成の推進方策について 【都計審・渋谷耕一委員】 市内には多くの眺望資源がある。金峰山から市内を眺める景観など、どこにもない景観だと思う。	景観計画において市内の優れた景観を挿絵として紹介することも検討します。また県が指定する「やまがた景観物語おすすめビューポイント」への追加など、本市の景観資源の掘り起こしと周知に努めます。
その他 【景観審・佐藤友和委員】 中心市街地を活性化させるために、人が住めるようにしなければならない。今ある商店街、中心市街地と位置付けられている沿線、内川周辺の建築物の高さ制限を廃止してほしい。	高さ制限は城下町として培われてきた景観を後世に引き継ぐこと、居住環境の悪化防止や建築紛争の未然防止を目的に定めており、当面廃止は考えておりません。ただし、まちなか居住を推進するような施設などは、特例許可により高さ制限の緩和が可能となっております。
その他 【都計審・加藤捷男委員】 無電柱化によってすっきりした街並みができる。 高さ制限を廃止してもらいたい。中心市街地、商店街に人が住んでもらいたい。	行政において、これまでも電線の地中化や裏配線によって無電柱化を進めてきました。今後も取組みを進めたいと考えます。
その他 【都計審・栗本直美委員】 市中央部の活性化や災害時の避難場所確保の観点からも建築物の高さ制限を見直すことも必要。	高さ制限があったとしても、浸水想定と比較して避難場所確保に特に支障を来すものではないと考えます。
その他 【景観審・土田一彦委員】 風力発電ガイドラインに「周辺住民の意見を集約して」とあるが、どれだけの範囲でコンセンサスを得るのかが課題。	風力発電ガイドラインでは、事業者は周辺住民の自治組織及び市が指定する団体等の同意を得ることとしております。(環境課回答)

令和 4 年 7 月 1 日 都市計画課

令和 4 年度 第 1 回鶴岡市景観審議会資料

鶴岡市景観計画

改定素案 (中間報告)

令和 4 年 月

~~平成 20 年 5 月~~

鶴 岡 市

景観計画素案の目次（案） 中間報告における議論のポイント

目次

1 鶴岡市の概要と景観計画について

- (1) 鶴岡市の概要
- (2) 計画の目的
- (3) これまでの活動等
- (4) 景観まちづくりの課題、景観計画改定の必要性
- (5) 計画の位置付け

2 鶴岡市景観計画の区域

ポイント①

3. 良好的な景観の形成に関する方針

- (1) 基本方針
- (2) 類型別の方針
- (3) 景観要素別の方針
- (4) 再生可能エネルギー施設への方針
- (5) 地域別の方針

ポイント②

4. 行為の制限に関する事項

- (1) 全域における制限
- (2) 地区における制限

5. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

- (1) 景観重要建造物の指定の方針
- (2) 景観重要樹木の指定の方針

ポイント③

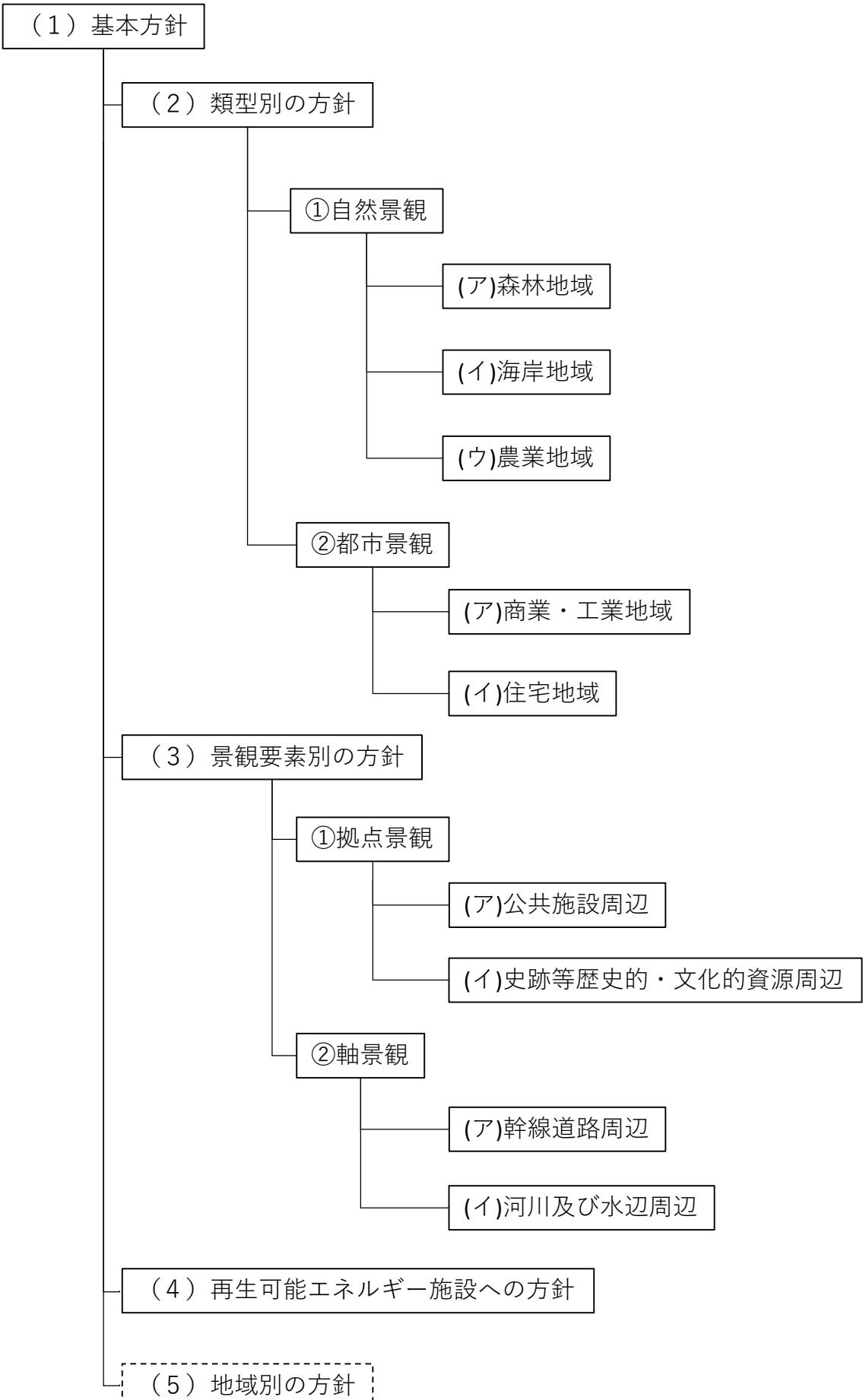
6. 景観重要公共施設の整備に関する事項

- (1) 景観重要公共施設の指定の方針
- (2) 景観重要公共施設の整備に関する方針

7. 景観まちづくりの推進方策

- (1) 市民・団体等、事業者との協働による景観まちづくりの方針
- (2) 景観まちづくりの取組

(体系図) 3. 良好な景観の形成に関する方針



令和4年度第1回鶴岡市景観審議会資料・景観計画改定素案（中間報告）

現行	素案（中間報告）
<p>1. 鶴岡市景観計画の区域 景観計画区域は、鶴岡市全域とします。</p>	<p>2. 鶴岡市景観計画の区域 景観計画区域は、鶴岡市全域とします。 海平面は含めないこととします。景観審意見</p>
<p><u>2. 良好的な景観の形成に関する方針</u> <u>総論</u> 鶴岡市の恵まれた自然環境のなかで、さまざまな文化、産業が育まれてきました。 出羽三山は古くから山岳修験の山として知られており、また黒川能などの伝統文化、絹織物などの伝統産業も連綿と受け継がれています。 温泉にも恵まれ、海の幸、山の幸、庄内米などの里の幸に四季折々恵まれる農山漁村としても発展してきました。 また、花の開花や水田の風景の移り変わり、雪景色など季節ごとの特徴的な景観、夕日や夜景など時間ごとの豊かな景観の変化にも恵まれています。 鶴岡市街地の中心部は庄内藩14万石の城下町として基礎が築かれ、今もなお鶴ヶ岡城址の鶴岡公園や道路割り・河川や水路に城下町の名残りを色濃く残し、周辺には藩校致道館をはじめとして歴史的建造物が集中しています。 近年、藤沢周平文学の舞台として知られ、城下町風情とともにこの地方に残された日本の原風景を求めて多くの観光客が訪れるようになってきています。 本市では豊かな自然環境や歴史的・文化的資源を後世に引き継ぎ、地域のさ</p>	<p>3. 良好的な景観の形成に関する方針 本市は、豊かな自然環境に恵まれ、農林水産業を基幹産業としながら、他に誇れる地域固有の伝統や生活の文化を築き、城下町の歴史を背景に、学びや芸術に親しむ市民性を發揮し、文化の薫り高いまちを形成してきました。 古くから山岳修験の山として知られる出羽三山、松ヶ岡開墾場の蚕室群を中心とする絹産業の歴史と文化、北前船寄港地であった加茂港の3つが日本遺産に認定され、黒川能や山戸能など、伝統文化や伝統産業が今も連綿と受け継がれています。 また、多くの温泉地があるほか海の幸、山の幸、庄内米などの里の幸に四季折々恵まれる農山漁村としても発展し、花の開花や水田の風景の移り変わり、雪景色など季節ごとの特徴的な景観、夕日や夜景など時間ごとの豊かな景観の変化にも恵まれています。 鶴岡市街地の中心部は、庄内藩14万石の城下町として基礎が築かれ、今もなお鶴ヶ岡城址の鶴岡公園や町割り、河川や水路、周辺には藩校致道館をはじめとする数多くの歴史的建造物などに城下町の風情や名残りが色濃く残されており、また、日本遺産関連の羽黒地域の手向や松ヶ岡など、この地方に残された日本の原風景を求めて、多くの観光客が訪れています。 本市では、これらの豊かな自然環境や歴史的・文化的資源を後世に引き継ぎ、</p>

現行	素案（中間報告）
<p>らなる発展に資するため、良好な景観の形成に関する<u>目標・方針</u>を次のとおりとします。</p> <p>(1) 基本目標</p> <p>鶴岡市の美しく豊かな自然を守り育て、地域の<u>個性を尊重し</u>歴史的・文化的資源を大切にした魅力的な景観形成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然環境の保全・育成に努め、自然環境と調和した景観形成 ○地域の個性を生かし、市民の誇りとなる景観形成 ○貴重な歴史的・文化的資源を保全・活用した景観形成 ○緑を増やし生活と環境にうるおいをもたらす景観形成 	<p>良好な景観の形成と地域のさらなる発展に資するため、良好な景観の形成と保全に関する方針を次のとおり定めます。</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>本市の美しく豊かな自然環境を守り育て、土地や地域の特性を生かし、歴史的・文化的資源を大切にした魅力的な景観形成を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自然環境の保全と緑の創出に努め、自然環境と調和した景観形成を行います。 ② 地域の特性を生かし、市民の誇りとなる景観形成を行います。 ③ 貴重な歴史的・文化的資源を保全・活用した景観形成を行います。
<p>役割分担</p> <p>(鶴岡市)</p> <p>市は、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施していきます。また、景観法その他の良好な景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるように努めるものとします。</p> <p>(市民)</p> <p>市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるものとします。また、市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力していくものとします。</p> <p>(事業者)</p> <p>事業者は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努め、特に広告物等では市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力していくものとします。</p>	<p>本市の景観を構成している主な項目に応じ、本市における類型別、景観要素別の方針を下記のとおり定めます。</p> <p>鶴岡市地勢図（土地利用イメージ図）3D モデルに更新。野堀会長提供。</p>

現行	素案（中間報告）
<p><u>(2) 全体の方針</u></p> <p>基本目標を踏まえ、本市の景観を構成する主な項目を次のようにまとめ、市域全体の方針を定めます。また、景観形成に欠かせない各地域や団体等の主体的なまちづくり活動を支援していきます。</p>	(削除)
<p>■類型別</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然景観 <p><u>①山岳・森林地域</u></p> <p>市域の7割を占める山岳・森林地域を自然資源と位置づけ、水源涵養と国土保全、自然学習のフィールド及び癒しの空間として多様な公益的機能を持つ森林景観を維持する。</p> <p>水と緑、生態系に配慮した自然景観及び集落景観の保全と形成に努める。</p>	<p>(2) 類型別の方針</p> <p>① 自然景観</p> <p>(ア) 森林地域</p> <p>森林地域は、山岳・森林から構成され、市域の7割を占めており、水源涵養と国土保全などの多様な公益的機能を持つほか、自然学習のフィールド及び癒しの空間として、学習活動や交流の場などの多面的機能を有していることから、耕作放棄地の緑地・森林としての活用も含めた土地の有効利用、森林資源の多面的な活用を進め、水と緑、生態系に配慮した森林景観の保全に努めます。</p> <p>(イ) 海岸地域</p> <p>海岸地域は、市域西端に位置し、温泉地、漁港等のほか、日本海に面する海岸線で構成され、水産業での利用のほか、交流や観光・学習の場として活用されていることから、海の資源としての多面的な活用を進め、夕日や山への眺望などの恵まれた景観の保全と活用に努めます。</p> <p>(ウ) 農業地域</p> <p>農業地域は、基幹産業である農業に係る優良な農用地等と田園集落で構成され、産業基盤としての役割を担うとともに、水源涵養、環境保全、災害防止など多面的な機能を有していることから、耕作放棄地の緑地・森林としての活用も含めた土地の有効利用、農業地域の多様な資源の活用を進め、田園周辺に点在する集落とその屋敷林、遠望される山々などの農村景観の保全に努めます。</p>
<p><u>②海岸地域 河川・水辺地域</u></p> <p>市域の西端を規定する海岸線に温泉地、漁港等が立地し、夕日や山への眺望などに恵まれた美しい景観を守り活用していく。</p> <p>河川や水辺は、豊かな自然が残り、市民の憩いの場ともなっている貴重な景観資源として保全・活用する。</p>	
<p><u>③田園・集落地域</u></p> <p>田園地域に点在する集落とその屋敷林、遠望される山々の景観保全に努める。</p>	

現行	素案（中間報告）
<p>●都市景観</p> <p>①商業・業務地・工業地</p> <p><u>美しい田園風景に囲まれたコンパクトな市街地の景観は、田園と都市の秩序が保たれたふるさとの典型的な姿としてとらえ、この姿を構成する要素を大切に景観形成を行う。</u></p> <p>地区固有の<u>雰囲気</u>、特性を生かし、賑わいづくりに貢献する景観形成を行う。特に多くの人が集まる施設の集積した地区では、歩いて暮らせるまちづくり(※①)に配慮した景観形成を行う。</p> <p>②住宅地</p> <p>古くからの市街地では、緑にあふれた潤いのある住宅地景観を目指す。比較的新しい市街地では、地域の基盤をなす田園風景を生かしつつ、調和のとれた居住環境をつくる。</p>	<p>② 都市景観</p> <p>(ア) 商業・工業地域</p> <p>商業・工業地域は、先人から受け継がれてきた技術や研究教育基盤、自然環境や歴史・文化などの豊かで多様な地域資源により発展した地域であり、少子高齢化と人口減少が進行する中において、産業の活性化とそのための環境づくりをする必要があることから、歴史と文化、豊かな自然環境や多様な地域資源を活かした産業の振興、土地の有効利用の促進、地域固有の特性の活用を進め、自然・緑地環境への配慮と賑わいづくりに貢献する景観形成を行います。</p> <p>(イ) 住宅地域</p> <p>住宅地域は、城下町の都市構造や地域固有の街なみと景観を有した中心市街地及び地域拠点にある住宅地であり、少子高齢化と人口減少に応じた都市環境の形成と賑わいと魅力あるまちづくりを推進する必要があることから、都市機能の集約化、空き家や空き地等の活用を進め、自然と都市が調和した街なみ景観の形成を行います。</p>
<p>■景観要素別</p> <p>●拠点景観</p> <p>①集客施設・公共施設周辺、大規模な緑地</p> <p>地区固有の雰囲気、特性を踏まえ、歩行者に配慮しつつ賑わいに貢献する景観形成を行う。</p> <p>②史跡その他文化財周辺</p>	<p>(3) 景観要素別の方針</p> <p>① 拠点景観</p> <p>(ア) 公共施設周辺</p> <p>官公庁や関係団体等が関連する公共施設周辺では、地域固有の歴史・文化、雰囲気、特性を背景とする街なみの形成、歩行者空間を確保した賑わいと魅力あるまちづくりの推進を踏まえ、歴史や文化、豊かな自然環境と調和した社会基盤の整備、人口減少社会に対応した適切な公共施設等の管理、歴史と景観に配慮したまちづくりと景観形成を行います。</p> <p>(イ) 史跡等歴史的・文化的資源周辺</p>

現行	素案（中間報告）
<p>歴史、文化<u>遺産</u>や豊かな自然を適切に<u>保全、活用し内外に誇れる景観形成</u>を行う。</p>	<p>地域固有の歴史、文化、風土に根ざし、古くから受け継がれてきた史跡等数多くの歴史的・文化的資源周辺では、文化財を核にした地域活性化や観光振興を推進していることを踏まえ、豊かな自然環境を適切に保全するとともに、歴史的・文化的資源の後世への継承と保全、活用に向けた景観形成を行います。</p>
<p>●軸景観</p> <p>①幹線道路周辺</p> <p><u>市街地内部では秩序ある景観形成に努め、郊外部では開放的でのびやかな風景に配慮し、田園都市にふさわしい緑豊かな沿道景観を創出する。</u></p>	<p>② 軸景観</p> <p>(ア) 幹線道路周辺</p> <p>日常生活に欠かせない幹線道路周辺では、安全安心で快適な利用、交通ネットワークの強化と交流の推進を図っていることを踏まえ、市民が親しんでいる幹線道路や城下町の町割りで整備された小路などから望む周辺の山々の眺め（山当て景観など）の保全、豊かな自然環境と田園都市にふさわしい良好な幹線道路の景観形成を行います。</p>
<p>②河川及びその周辺</p> <p><u>生活軸として育まれてきた川辺の風景や橋のある景観を大切にしていく。また、河川景観は、観光資源としての活用も考慮し、良好な景観形成を行う。</u></p>	<p>(イ) 河川及び水辺周辺</p> <p>河川や水辺環境周辺では、市民の生命や財産を守り、社会基盤の安定を図っていることを踏まえ、生態系や自然の織りなす環境の保全、河川や水辺からの眺望、親水性も取り入れた自然との調和に配慮した水辺環境づくりなどを進め、良好な景観形成を行います。</p>
(新規)	<p>(4) 再生可能エネルギー施設への方針</p> <p>太陽光発電施設や風力発電施設などの再生可能エネルギー施設については、事業者と市民の相互理解のもとでの円滑な導入推進を基本としつつも、豊かな自然環境や歴史・文化的資源などから構成される良好な景観との調和に努めます。</p>

現行	素案（中間報告）
<p>4. 景観重要建造物・樹木の指定の方針</p> <p>下記の方針に基づき景観重要建造物・樹木を指定します。</p> <p>(1) 景観重要建造物</p> <p>歴史的な建造物や時代を代表する建造物など、本市の良好な景観形成を図る上で重要と認められるもの。</p> <p>(2) 景観重要樹木</p> <p>歴史的経過や文化的意義、特徴的な樹容、学術的な特徴を有する等の樹木で本市の良好な景観形成を図る上で重要と認められるもの。</p>	<p>5. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針</p> <p>本市に点在する景観資源は、各地域の良好な景観の形成するうえで重要な要素です。長い年月をかけて育まれてきた地域のシンボルとなっており、地域の歴史や特性を表す建造物、樹木について、特に重要なものを景観重要建造物または景観重要樹木に指定し、保全・活用を図ります。</p> <p>(1) 景観重要建造物の指定の方針</p> <p>市民に親しまれている建築物、産業遺産などで、地域の自然、歴史、文化等からみて保全する価値があるもののうち、道路その他公共の場所から誰もが容易に眺めることができるものとし、所有者の意見を聴いて景観重要建造物に指定することとします。</p> <p>ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された建造物については、適用されません。（景観法第19条第3項）</p> <p>(2) 景観重要樹木の指定の方針</p> <p>市民に親しまれている大樹、森などで、地域の自然、歴史、文化等からみて保全する価値があるもののうち、道路その他公共の場所から誰もが容易に眺めることができるものとし、所有者の意見を聴いて景観重要樹木に指定することとします。</p> <p>ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された樹木については、適用されません。（景観法第28条第3項）</p>

現行	素案（中間報告）
(新規)	<p>6. 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>都市の景観は、主に道路等の公共施設と沿道の建物から構成されておりますが、多くの市民から親しまれる主要な道路、河川、公園などは、景観形成の骨格をなし、居心地の良いまちなか空間を創出するうえで重要な役割を果たす必要があります。</p> <p>特にランドマークとなる公共施設については、管理者との協議のうえ、景観重要公共施設に指定し、良好な景観形成に資する整備を推進していきます。</p> <p>(1) 景観重要公共施設の指定の方針</p> <p>景観計画区域内の道路、河川、公園を対象とし、指定の基準は以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中心市街地、観光地等で、景観形成の骨格をなしており、保全・活用の必要があること。 ② 市民にとって景観形成上重要であると考えられている、親しまれている、もしくは親しまれることが十分予想されること。 <p>(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針</p> <p>景観重要公共施設の整備に当たっては、中長期に亘って良好な景観形成を保全できるよう適正な維持管理に努めることとし、整備に関する方針は以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該地の景観形成の骨格として、地域の特性や周辺との調和を図ること。 ② 整備の計画初期段階から周辺住民をはじめとする市民の意見聴取、合意形成を図ること。 ③ 良好的歩行者空間の創出を積極的に図ること。 ④ 材料は、汎用性の高いものを使用、メンテナンスの容易さに十分配慮し、

現行	素案（中間報告）
	<p>維持管理コストと良好な景観の保全の両立を図ること。</p> <p>⑤ 街路樹は、シンボル性、適切な維持管理が可能かどうかを十分に検討し、必ずしも連続した配置としないこと。</p> <p>⑥ 橋梁は、地域特性、接続道路との調和を考慮し、高欄、親柱、舗装等を検討し、橋梁そのものが視対象となることに対しても配慮すること。</p> <p>⑦ 道路付属物（標識類、防護柵、照明施設、ベンチ、花壇等）は、まちのあるべき姿から適切な選定を行い、周辺との統一性に配慮すること。</p> <p>⑧ 維持管理は、整備時の方針を継承し、適正な管理、修繕に努めること。</p> <p>(3) 景観重要公共施設の占用許可に関する方針</p> <p>占用許可については、近年、全国的に、ほこみち（道路占用の特例）や河川空間を使ったイベントなど、歩行者空間の創出、賑わい形成の観点から新たな制度・取組が始まっており、景観のみに重きを置いた方針を定めることで賑わい創出の足枷にならないよう十分な検討が必要と考えています。</p> <p>まずは新たな制度・取組の実績を調査研究することとし、今回の景観計画改定においては、占用許可に関する方針は定めないこととします。</p>